

### 3 鉱物の掘採又は土石の採取

#### (1) 方法

##### 【基準】

掘採又は採取は整然と行い、必要に応じて郷土種を用いた緑化や塀の設置等により周辺景観との調和に配慮すること。

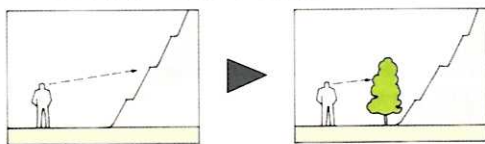
##### 【解説】

鉱物の掘採又は土石の採取は規模が大きく、山の斜面など目につきやすい場所で行われるため、周辺景観に大きな影響を与えます。

このため、掘採又は採取は計画に沿って整然と行うとともに、行為中は道路等からできる限り見えないよう遮へい措置を講じる必要があります。

##### 【配慮事項】

- 道路等に面する部分に遮へい措置を講じる。
  - ・ 遮へい効果の高い常緑樹等により緑化する。
  - ・ できる限り郷土種を活用する。
  - ・ 緑化による遮へいが困難な場合は、敷地の外周に木塀等を設置する。



■道路に面する部分の樹木を残すことにより遮蔽している。



■道路に面する部分を緑化することにより遮蔽している。

## 第2 行為別事項

### 3 鉱物の掘採又は土石の採取

#### (2) その他

##### 【基準】

跡地は、速やかに、郷土種等を用いて周辺の植生と調和した緑化を行うよう配慮すること。

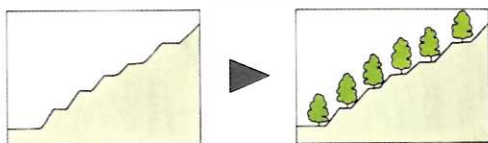
##### 【解説】

鉱物の掘採や土石の採取は、既存の自然地形、植生を大きく変えることになります。

このため、行為後の跡地に生じる法面や擁壁について、周辺植生を考慮し、速やかに緑化に努め、周辺の自然景観となじませる必要があります。

##### 【配慮事項】

- 跡地を速やかに緑化する。
  - ・できる限り郷土種を活用する。



■ 行為が終了した位置から緑化することにより、周辺景観との調和を図っている。



■ 跡地を緑化したことにより、周辺の自然景観と馴染んできている。